

# 鳥インフルエンザ 経営再建保険

(鳥インフルエンザ特別約款付帯運送保険)

協会員様用



令和6年10月以降  
保険始期用



- 保険期間(1年間)  
令和6年10月1日午前0時～令和7年9月30日午後12時まで
- 申込／保険料入金締切日  
新規(更新)加入申込: 令和6年9月6日(金)  
新規(更新)入金締切: 令和6年9月13日(金)  
※加入をご希望される方は、期日までに必ずお手続きください。
- 保険料(鳥インフルエンザ補償)  
成鶏: 9.00円 / 育成鶏: 4.50円

## 一般社団法人 日本養鶏協会

(引受保険会社) 共栄火災海上保険株式会社 (幹事)

# 鳥インフルエンザに対する 備えは万全ですか？

## 鳥インフルエンザ経営再建保険

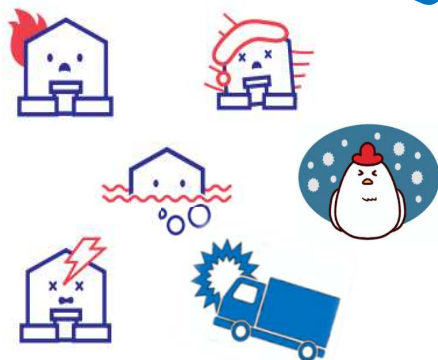
本保険制度に加入する農場で鳥インフルエンザが発生し、飼養する採卵鶏（成鶏・育成鶏）が死亡、または殺処分された場合に保険金をお支払いします。

令和5・6年シーズンも全国各地で鳥インフルエンザウイルスが検出されています。

世界的にみても鳥インフルエンザの発生リスクは高まっているため、会員の皆様が安心して採卵養鶏事業を継続できるよう今年度も保険商品をご用意させていただきました。

“鳥インフルエンザ経営再建保険”の3つの安心！！！！

“幅広い補償で”



「鳥インフルエンザ経営再建保険」では、鳥インフルエンザに罹患するリスク、輸送中の交通事故のリスクを補償する鳥インフルエンザ補償に加え、近年、地球温暖化・異常気象の影響により多発している「落雷、台風、竜巻、雹災、雪災および洪水、土砂崩れなどの水災、熱波、寒波」による鶏の死亡・行方不明のリスクに対する自然災害を補償する型も選択可能で、ニーズに合わせて大切な採卵鶏を幅広くお守りします。

“保険金の  
受取りが早くて”

Point !!



鳥インフルエンザに罹患した場合、国からの補助金等の受取りには時間を要しますが、「鳥インフルエンザ経営再建保険」では、行政が発行する死亡・殺処分羽数が確認できる書類が発行された段階で保険金をお支払いします。

※必要書類をご提出いただくタイミングによっては、お支払いが遅れる可能性がございます。

# \* 改定のご案内



近年の鳥インフルエンザの多発により、本制度でも発生率が高い状況が続いております。養鶏事業を取り巻く環境におかれましては、飼料価格、資材価格の高騰の中、様々なご苦労があることと推察いたしますが、持続可能な制度運営ができるよう、本制度の補償内容を以下のとおり改定させていただきます。

## 1. 保険始期日の変更

令和6年10月1日午前0時～令和7年9月30日午後12時まで（1年間）

※昨年ご案内のとおり、保険始期日が鳥インフルエンザの発生シーズンに被らないよう改定いたします。

※期中での中途加入はできませんので、この機会に加入漏れが無いようお手続きください。

## 2. 保険料の改定

### ●令和6年10月始期契約～ 適用料率

（1羽あたり 単位：円）

| 契約始期          | 鳥インフルエンザ補償 |      | 自然災害補償 |      | 熱波・寒波補償 |      |
|---------------|------------|------|--------|------|---------|------|
|               | 成鶏         | 育成鶏  | 成鶏     | 育成鶏  | 成鶏      | 育成鶏  |
| 旧： 令和5年11月1日～ | 8.25       | 4.13 | 3.03   | 1.28 | 11.83   | 4.95 |
| 新： 令和6年10月1日～ | 9.00       | 4.50 | 3.20   | 1.30 | 12.90   | 5.40 |
| 1年契約の場合の割増率   | 100%       | 100% | 97%    | 93%  | 100%    | 100% |

※近年、台風や豪雨等の自然災害の増加、事故の大型化や建築費の上昇等により、保険金のお支払いが多い状況が続いております。今後も安定的に補償をご提供していくために自然災害補償、熱波・寒波補償の保険料水準を見直します。

※割増率は旧契約（令和5年11月1日始期契約）の保険料率を12か月に均した数値に対する割合をいいます。

“支払保険金がわかりやすく”

“安心”

鳥インフルエンザ経営再建保険では、鳥インフルエンザ補償、自然災害補償、熱波・寒波補償のいずれも、成鶏430円／羽、育成鶏180円／羽のお支払いになります。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{成鶏} \\ \hline 430\text{円} \\ \hline \end{array}
 \text{または}
 \begin{array}{|c|} \hline \text{育成鶏} \\ \hline 180\text{円} \\ \hline \end{array}
 \times
 \begin{array}{|c|} \hline \text{死亡・殺処分} \\ \hline \text{羽数または、加入} \\ \hline \text{申告羽数のいづ} \\ \hline \text{れか少ない羽数} \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{支払保険金} \\ \hline \end{array}$$

※上記は、鳥インフルエンザ補償の場合で死亡・殺処分羽数が10万羽未満の場合となります。死亡・殺処分羽数が10万羽以上の場合は、自己負担額が発生します。

※自然災害補償、熱波・寒波補償の場合は、計算式が異なりますので、パンフレットP6または、取扱要領をご確認ください。



加入プラン／  
補償概要

P3

鳥インフルエンザ  
経営再建保険制度の  
保険金お支払い事例

P4

保険料と保険金額／  
鳥インフルエンザ補償  
について

P5  
～  
P6

自然災害補償＆  
熱波・寒波補償  
について

P6

保険責任期間について  
／事故が発生したら

P7

保険金請求  
必要書類一覽

P8

加入手続きについて

P9

重要事項

P10



からお選びいただけます。

**(※)鳥インフルエンザ補償＋熱波・寒波補償のご用意はありません。**

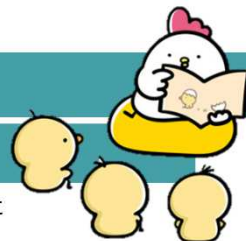
※保険料合計によっては減額される場合があります。

飼養する採卵鶏が**高病原性鳥インフルエンザ**に罹患し、死亡または家畜伝染病予防法第16条に定める殺処分命令により、損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

※移動制限によって生じた損害は対象外となります。

飼養中に生じた水災により、死亡、行方不明となった鶏の損害を補償します。

~3~



# \* 鳥インフルエンザ経営再建保険制度の

## 保険金お支払い事例

### 鳥インフルエンザ



- 【想定事例】 鶏舎の隅でまとまって死亡している鶏を発見。家畜保健衛生所に連絡後、PCR検査を受けたところ、鳥インフルエンザの陽性が確認され、殺処分命令が出た。／殺処分羽数：19.95万羽
- 【加入条件】 加入申告羽数：成鶏20万羽
- 【支払保険金】 81,495,750円
- （計算方法）  $\Rightarrow 430円 \times 199,500羽 \times (1 - 5\%) = 81,495,750円$   
（死亡・殺処分羽数） （自己負担割合控除後支払率）

※鳥インフルエンザ補償は、下記自己負担額が発生します。

#### ●自己負担割合 一覧表

| 死亡・殺処分羽数 | 自己負担割合        |
|----------|---------------|
| 10万羽以上   | 死亡・殺処分羽数の 5%  |
| 20万羽以上   | 死亡・殺処分羽数の 10% |
| 30万羽以上   | 死亡・殺処分羽数の 20% |

※高病原性鳥インフルエンザ発生時の死亡・殺処分羽数または加入申告羽数のいずれか少ない羽数に応じて自己負担（免責）額を導入いたします。



### 火 災



- 【想定事例】 鶏舎内にネズミが侵入し配線をかじったことにより、短絡（ショート）し電線被覆に着火して火災が発生した。火災の影響により1棟全焼し全羽死亡した。／死亡羽数：3.5万羽
- 【加入条件】 加入申告羽数：成鶏3.5万羽
- 【支払保険金】 15,050,000円 （加入時の支払限度額が上限になります。）
- （計算方法）  $\Rightarrow 430円 \times 35,000羽 = 15,050,000円$



### 熱 波 ・ 寒 波

- 【想定事例】 連日の猛暑日の影響により、飼養中の鶏が大量斃死した。獣医師の診断の結果、熱中症による死亡と診断された。／熱中症死亡羽数：1万羽
- 【加入条件】 加入申告羽数：成鶏10万羽
- 【支払保険金】 3,268,000円
- （計算方法）  $\Rightarrow 430円 \times (10,000羽 - 500羽 (= 100,000羽 \times 0.5\%)) \times 80\%$   
（死亡羽数） （1事故免責歩合） （縮小支払割合）  
 $= 3,268,000円$

※熱波・寒波補償は、免責歩合（加入申告羽数の0.5%）、縮小支払割合（80%）が適用されます。

**！ \* お支払いできない想定事例（こちらに記載の想定事例はすべて保険金支払の対象外となります。）**

| 想定事例         | 想定事由                                                                                                                                                           |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 鳥インフル<br>エンザ | ・低病原性鳥インフルエンザの陽性が確認され、殺処分命令が出た。<br>※本制度では、高病原性鳥インフルエンザにより死亡または殺処分された場合のみ支払対象となります。                                                                             |
| 火災           | ・A鶏舎で火災が発生。A鶏舎に隣接するB鶏舎は火災は免れたものの鶏舎内の急激な温度変化で死亡が発生した。                                                                                                           |
| 水災           | ・河川の氾濫により鶏舎が浸水、鶏は浮いて難を逃れたが、濡れたことが原因で2～3日後に死亡した。<br>（※医学的見地にに基づく獣医師の診断により直接の損害（水死）と認められた場合対象となります。）                                                             |
| 風災           | ・台風の影響で電線が切れ、鶏舎で停電が発生。鶏舎温度が上昇し鶏が死亡した。<br>・雹の影響で鶏舎の屋根に穴が開いた。空調の効きが悪くなり、この影響で鶏が死亡した。                                                                             |
| 落雷           | ・落雷により停電が発生。空調設備停止の温度上昇により鶏が死亡した。<br>・落雷の音に驚き鶏が1か所に集中したため圧死が発生した。                                                                                              |
| 熱波<br>寒波     | ・作業員が空調の電源を入れ忘れ鶏舎温度が上昇し鶏が死亡した。<br>・配電線をネズミにかじられて停電が発生。鶏舎内温度が上昇し鶏が死亡した。<br>・空調設備が故障し、鶏舎内温度が上昇し鶏が死亡した。<br>・35℃以上の猛暑日が1週間続き鶏が死亡した。事故発生日より72時間経過以降の損害については支払われません。 |

※想定事例が直接の原因ではなく、いずれの事例も間接損害となるため対象外となります。

加入  
プラン  
／  
補償概要

P3

鳥インフルエンザ  
経営再建保険制度の  
保険金お支払い事例

P4

鳥インフルエンザ補償  
について  
保険料と保険金額／

P5  
～  
P6

自然災害補償＆  
熱波・寒波補償  
について

P6

保険責任期間について  
／事故が発生したら

P7

保険金請求  
必要書類一  
覧

P8

加入手続きについて

P9

重要事項

P10

## \* 保険料と保険金額について

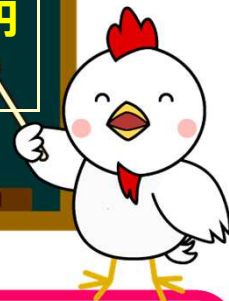
### ★ 補償内容ごとの1羽あたりの保険料と保険金額

#### ＜ 保険料 ＞

#### ＜ 保険金額 ＞

| 補償内容            | 成 鶏    | 育成鶏   | 成 鶏  | 育成鶏  |
|-----------------|--------|-------|------|------|
| 1 型： 鳥インフルエンザ補償 | 9.00円  | 4.50円 |      |      |
| 2 型： 自然災害補償     | 3.20円  | 1.30円 | 430円 | 180円 |
| 3 型： 熱波・寒波補償    | 12.90円 | 5.40円 |      |      |

※保険料は加算式です。成鶏：3型の場合、25.10円／羽になります。



## \* 鳥インフルエンザ補償について

Point !!



鳥インフルエンザ補償

Point ①

補償内容が明確！  
速やかに保険金をお支払いします！

Point ②

無事故戻し（5%）があります！（条件付き）

Point ③

総支払限度額最大12億円！

Point ①

補償内容が明確！速やかに保険金をお支払いします！

#### 【1羽あたり保険料】



〈成鶏〉

9.00円

本保険制度では、120日齢以上の鶏を成鶏といいます。



〈育成鶏〉

4.50円

本保険制度では、120日齢未満の鶏を育成鶏といいます。（※雛も含まれます。）

#### 【1羽あたり保険金額】

〈成鶏〉： 430円

〈育成鶏〉： 180円

#### 【支払保険金】

鳥インフルエンザが発生した場合、行政が発行する死亡・殺処分羽数が確認できる書類により確認された死亡・殺処分羽数または加入申告羽数のいずれか少ない羽数（以下「死亡・殺処分羽数」といいます。）に基づいてお支払いする保険金の額を決定します。

〈成 鶏〉 1羽あたり保険金額（430円）× 死亡・殺処分羽数 × （1-自己負担割合）

〈育成鶏〉 1羽あたり保険金額（180円）× 死亡・殺処分羽数 × （1-自己負担割合）

※【個別支払限度額】「加入申告羽数×1羽あたりの保険金額」が農場別保険期間中の支払限度額となりますので、鳥インフルエンザにより保険金支払を行った場合、支払保険金の額を差し引いた額が残りの保険期間の支払限度額となります。

Point ②

無事故戻し（5%）があります！（条件付き）

以下【適用条件】①・②のいずれも満たす場合、保険期間中に領収した全加入者の鳥インフルエンザ補償保険料の5%相当額を無事故戻しとしてお返しいたします。

【適用条件】

- ① 保険期間終了の翌日から起算して2か月間経過時点においてこの保険契約からの保険金の支払あるいはそのおそれが無い場合
- ② 保険期間終了時点から遡って過去3年間に於ける損害率（3年間の支払保険金÷3年間の保険料）が30%以下であった場合

※保険期間中に事故が発生した場合で、保険期間終了後においても保険会社が保険金を支払うために必要な事項を確認できない場合は、確認できるまで無事故判定を保留します。



## Point ③ 最大の総支払限度額 12 億円！

鳥インフルエンザ発生時には、法令に基づく補償および任意加入による家畜防疫互助基金支援事業に基づく互助金の交付等が発生しますが、これら補償の上乗せとして万が一の際への充分な備えとなります。※下記総支払限度額は見込の数値であり、暫定となります。



加入プラン／  
補償概要

P3

### 【本保険制度の総支払限度額について（重要）】

| 保険制度全体における<br>合計保険料の目安 | 総支払限度額<br>の目安 |
|------------------------|---------------|
| 5.8 億円以上               | 12 億円         |
| 4.8 億円以上               | 10 億円         |
| 3.9 億円以上               | 8 億円          |
| 1.9 億円以上               | 7 億円          |
| 1.2 億円以上               | 6 億円          |
| 3,000万円以上              | 4 億円          |

- ① 本保険制度は、保険制度全体における合計保険料に基づき、総支払限度額を決定します。保険制度全体における合計保険料が5.8億円以上の場合、総支払限度額12億円とします。なお、合計保険料が5.8億円に満たない場合は、保険会社と協議のうえ、総支払限度額を決定します。
- ② 保険会社が保険期間中に支払った保険金の合計額が総支払限度額に達した時点で本保険契約は終了します。
- ③ 本保険制度の最低保険料は3,000万円です。合計保険料が最低保険料に満たない場合には、保険制度の中止や保険料の変更等、制度見直しを行う場合があります。

鳥インフルエンザ  
経営再建保険制度の  
保険金お支払い事例

P4

保険料と保険金額／  
鳥インフルエンザ補償  
について

P5  
～  
P6

## \* 自然災害補償 & 熱波・寒波補償について

Point !!



自然災害補償  
熱波・寒波補償

Point ① 充実のオプション補償！

Point ② 安心の総支払限度額 12 億円！

Point ① 充実のオプション補償！

鳥インフルエンザ補償に加え、自然災害や熱波・寒波による採卵鶏の死亡リスクをトータルで補償します。獣医師の診断書等により死亡羽数が確定次第、速やかに保険金をお支払いいたします。



自然災害補償 &  
熱波・寒波補償  
について

P6

保険責任期間について  
／事故が発生したら

P7

保険金請求  
必要書類一  
覧

P8

加入手続きについて

P9

重要事項

P10

### 【1羽あたり保険料】

〈成鶏〉

〈育成鶏〉

- ① 自然災害補償： 3.20円
- ② 熱波・寒波補償： 12.90円



- ① 自然災害補償： 1.30円
- ② 熱波・寒波補償： 5.40円



### 【1羽あたり保険金額】

〈成鶏〉： 430円

〈育成鶏〉： 180円

### 【支払保険金】

〈自然災害補償〉： 1羽あたり保険金額 × 死亡・行方不明羽数

〈熱波・寒波補償〉： 1羽あたり保険金額 × (死亡羽数 - 農場加入羽数 × 0.5%) × 80% (縮小支払割合)

Point ② 安心の総支払限度額最大 12 億円！

鳥インフルエンザ補償とは別に、自然災害補償、熱波・寒波補償それぞれ最大 12 億円まで損害を補填します。

保険金支払額が支払限度額に達した場合、保険契約は終了します。

※農場ごとの個別支払限度額は 1 事故に対してのみ適用します。  
(農場ごとの保険期間中の支払限度額の設定はありません。)

※保険制度全体における合計保険料が5.8億円に満たない場合でも12億円を上限にお支払いいたします。

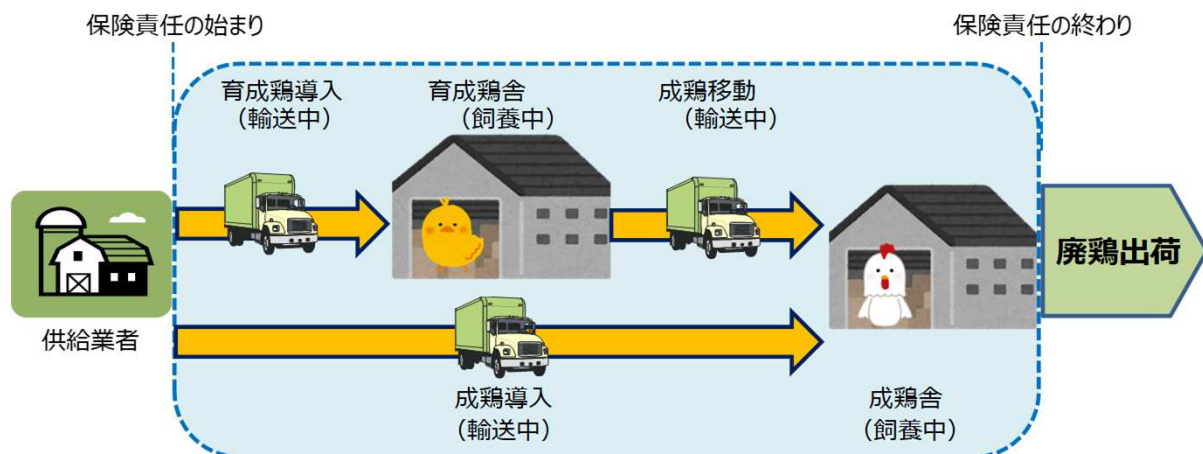
### ★総支払限度額

|         |       |
|---------|-------|
| 自然災害補償  | 12 億円 |
| 熱波・寒波補償 | 12 億円 |



## \* 保険責任期間について

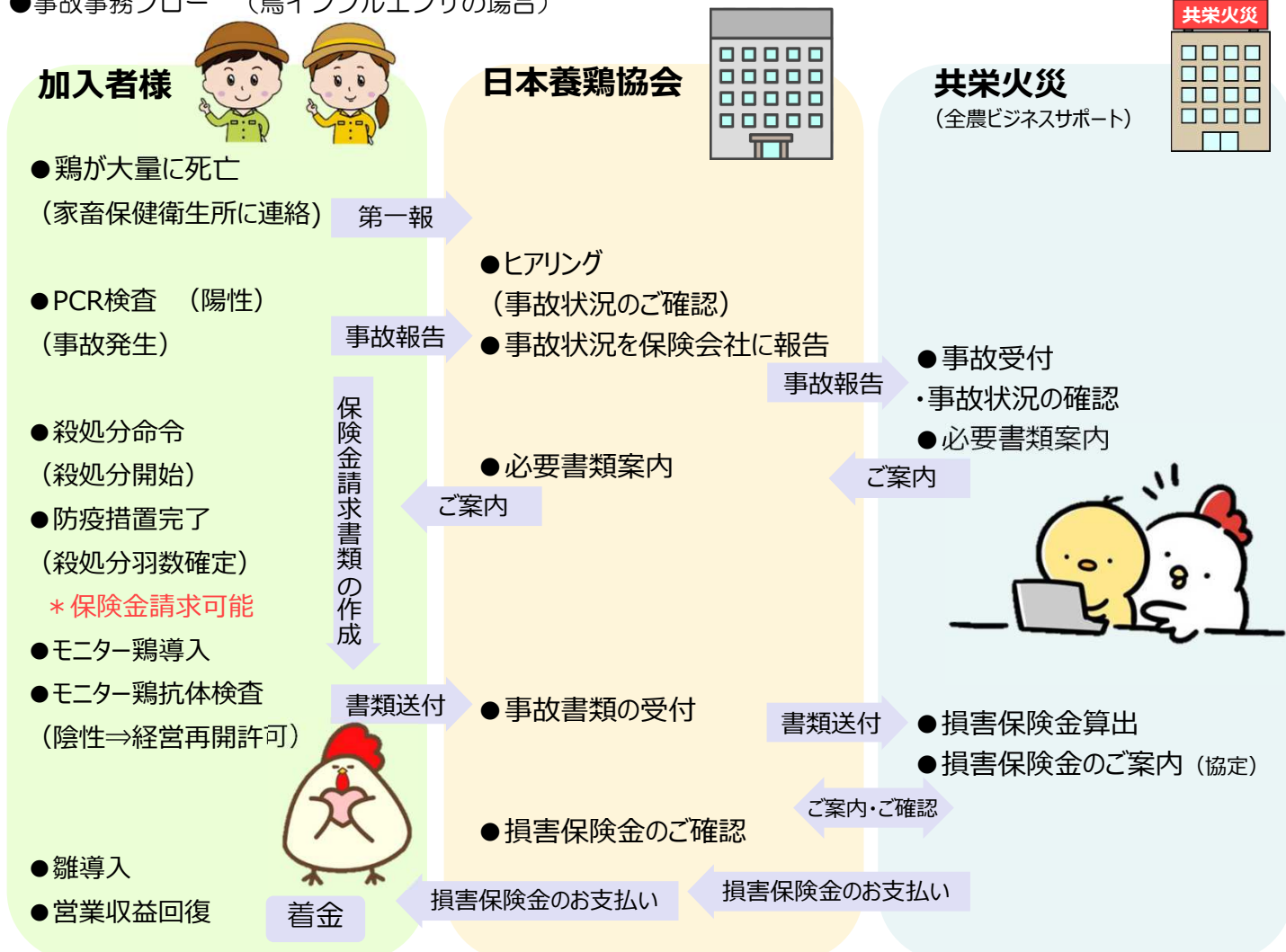
本保険制度では、輸送の目的をもって搬出された時（または育成鶏舎にて生まれた時）に補償が始まり、一定期間飼養後、廃鶏として出荷された時に補償が終了します。



## \* 事故が発生したら… ※事故現場の様子を写真撮影するなど、後日確認できるよう記録してください。

万一保険事故が発生した場合には、すみやかに日本養鶏協会または引受保険会社までご連絡ください。  
保険金請求に必要な書類はP8のとおりです。事故内容に応じて、別途ご案内いたします。

### ● 事故事務フロー（鳥インフルエンザの場合）



※自然災害補償、熱波・寒波補償の場合は、医学的見地に基づく獣医師の診断書が必要になります。事故が発生した場合は診断書の取付けをお願いします。その際に死亡羽数を記載いただくようお願いいたします。

※損害の状況に応じて、現地調査を実施させていただく場合がございますので、その際はご協力のほどお願いいたします。

# \* 保険金請求 必要書類一覧

加入者様事故フロー（詳細）



加入プラン／  
補償概要

P3

鳥インフルエンザ  
経営再建保険制度の  
保険金お支払い事例

P4

鳥インフルエンザ  
保険料と保険金額／  
について

P5  
～  
P6

自然災害補償＆  
熱波・寒波補償  
について

P6

保険責任期間について  
／事故が発生したら

P7

保険金請求  
必要書類一  
覧

P8

加入手続きについて

P9

重要事項

P10

事故報告時

ご用意出来次第

保険金請求時

| No. | 申請に必要な書類                        | 鳥インフルエンザ補償 | 自然災害補償 | 熱波・寒波補償 |
|-----|---------------------------------|------------|--------|---------|
| 1   | 鳥インフルエンザ経営再建保険制度加入者証【様式3】（写）    | ○          | ○      | ○       |
| 2   | 保険対象農場・鶏舎の現場写真（※1）              | ○          | ○      | ○       |
| 3   | 保険対象農場の平面図（写）                   | ○          | ○      | ○       |
| 4   | 殺処分命令を確認する資料（写）／（※2）            | ○          | -      | -       |
| 5   | 殺処分羽数を確認する資料（写）／（※3）            | ○          | -      | -       |
| 6   | 飼育日報                            | ○          | ○      | ○       |
| 7   | 手当金の交付が確認できる資料（写）／（※4）          | ○          | -      | -       |
| 8   | 獣医師の診断書                         | -          | ○      | ○       |
| 9   | 罹災証明書                           | -          | ○      | -       |
| 10  | 廃棄証明書（マニフェストなど）                 | -          | ○      | ○       |
| 11  | 事故当時の温度記録                       | -          | -      | ○       |
| 12  | 保険金請求書兼同意書【様式7】（※5）             | ○          | ○      | ○       |
| 13  | 鳥インフルエンザ経営再建保険制度委任状兼保険金請求書【様式5】 | ○          | ○      | ○       |
| 14  | 鳥インフルエンザ経営再建保険制度事故状況報告書【様式6】    | ○          | ○      | ○       |
| 15  | 念書【様式9】（※6）                     | △          | -      | -       |
| 16  | 印鑑登録証明書（委任者）                    | ○          | ○      | ○       |
| 17  | 印鑑登録証明書（受任者）                    | ○          | ○      | ○       |

- ※上記以外にも書類のご提出をお願いする場合があります。
- （※1）発生鶏舎の四方と内部を撮影してください。
  - （※2）知事が発する殺処分命令が確認できる資料をご提出ください。
  - （※3）行政が発行する証明資料をご提出ください。
  - （※4）「家畜伝染病予防法第58条第1項で定める手当金の交付が確認できる資料」をいいます。
  - （※5）日本養鶏協会が作成します。加入者様で作成する必要はありません。
  - （※6）「No.7手当金の交付が確認できる資料」の提出を待たずに保険金を請求する場合に提出願います。

## 保険金請求時のポイント

- 鳥インフルエンザ発生時、家畜伝染病予防法第58条、第59条に定める手当金が不交付となった場合、本制度からも保険金をお支払いすることができません。日々の防疫を強化いただくとともに健全な事業運営をお願いいたします。
- 死亡・殺処分羽数が確定した段階で保険金請求可能ですが、書類に不備等があった場合、保険金の着金が遅れる場合がございますので予めご了承ください。



## 3 申請内容確認～保険金支払い

共栄火災（幹事保険会社）にて、  
申請内容を確認

通常約3週間程度でご指定の口座  
に保険金が入金されます。

お手続き完了



## 1 保険事故発生～事故報告

鶏が大量に死亡

家畜保健衛生所に連絡

PCR検査実施

陽性

陰性

- ・鳥インフルエンザ発生⇒殺処分命令
- ・日本養鶏協会にご連絡をお願いします。（お手元にご用意ができる場合、No.1～3の提出をお願いいたします。）
- ※自然災害が発生した場合も日本養鶏協会にご連絡いただくとともに、No.1～3の書類のご用意をお願いいたします。

## 2 保険金請求手続き～申請

死亡・殺処分羽数確定

- ※保険金請求可能になります。その他必要書類をご用意のうえ、日本養鶏協会にご提出ください。
- ※自然災害の場合は獣医師の診断書により死亡羽数が確定した段階で保険金請求可能となります。

必要書類のご提出

- ※該当事故の必要書類を作成いただき日本養鶏協会にご提出ください。

保険金請求手続き完了

# \* 加入手続きについて



Check①

加入できる方は・・・

Check②

加入手続きは・・・

Check③

加入対象となる農場は・・・

鳥インフルエンザ経営再建保険事務の流れ

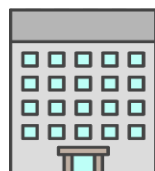
● 協会員様（被保険者）



加入依頼書・保険料

加入者証送付

● (社)日本養鶏協会（保険契約者）



保険契約締結

加入者証・保険証券発行

● 共栄火災  
(引受保険会社(幹事))



● 税務署



※ 保険料は税務上、損害保険料として損金処理できます。（証券書類：加入者証）

※ 保険金を受け取った場合、一時所得として益金に算入します。（証券書類：保険金支払通知書）



Check① 加入できる方は・・・

一般社団法人日本養鶏協会の会員で採卵を業とする方が加入対象となります。

この保険制度は、一般社団法人日本養鶏協会を保険契約者、共栄火災海上保険株式会社を引受保険会社（幹事）とし、協会の皆様を加入対象者とする団体保険制度です。

※ 協会会員様向けの保険制度のため、会員資格を失った場合につきましては、

本保険の補償を受けることができませんのでご注意ください。また、保険料の返金もございません。

Check② 加入手続きは・・・

加入を希望する場合は、令和6年9月6日（金）までに「鳥インフルエンザ経営再建保険制度加入依頼書兼告知書（取扱要領別記：様式1）」、「保険金請求権条件付譲渡契約書兼通知書（取扱要領別記：様式2）」に必要事項をご記入のうえ、協会までご提出ください。

本保険制度の保険期間は、令和6年10月1日（午前0時）～令和7年9月30日（午後12時）までの1年間となります。（令和6年10月1日以降は毎年10月更新となります。）

※ 期中での中途加入はできませんのでご注意ください!!!



Check③ 加入対象となる農場は・・・

加入対象となる農場は採卵鶏（成鶏・育成鶏）を飼養する農場です。肉養鶏（ブロイラー）は本制度の対象外となります。  
【**県別選択加入制の設定（鳥インフルエンザ補償のみ）**】

複数の都道府県に農場・鶏舎を所有する加入者の場合、都道府県別に加入を選択することができます。

例）千葉県と茨城県の2県に農場・鶏舎を所有している場合、千葉県（または茨城県）の農場のみ加入選択することが可能です。ただし、県内の農場・鶏舎は全てご加入いただきます。

（**自然災害補償、熱波・寒波補償は農場ごとの選択が可能です。**）

※ 保険契約の始期日時点（令和6年10月1日）において、移動制限区域が解除されていない地域がある都道府県に所在している農場や殺処分命令後経営再建許可を得ていない農場の加入については、後記『前保険期間中に移動制限区域が設定された都道府県内に所在する農場、殺処分が行われた農場の取扱い』をご参照ください。

# ▼ご契約に関するご注意事項(重要事項)

## 保険金をお支払いできない主な場合

- 加入者（役員・親族・従業員等を含みます）が行った家畜伝染病予防法や同法施行規則等の法令違反により生じた損害
- 家畜伝染病予防法第58条・59条に定める手当金が不交付となった場合
- 日本国外の鶏舎における保険事故により生じた損害
- 保険契約期間の開始後であっても、保険料領収前の保険事故により生じた損害 ……など

## 中途脱退

保険期間の途中で、加入者が保険制度から脱退した場合でも、既にお支払いいただいた保険料は返還できません。

## 契約内容変更（契約譲渡、事業継承、代表者変更等）

加入時にご提出いただいた「鳥インフルエンザ経営再建保険制度加入依頼書兼告知書」の内容に変更が生じた場合には、速やかに変更内容をご連絡ください。

## 共同保険

### ● 共同保険とは

この保険は、複数の保険会社による共同保険契約です。各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事会社が他の保険会社の代理・代行として、保険料の受領、保険証券の発行、保険金の支払い、その他の事務を行います。

引受保険会社：共栄火災海上保険株式会社（幹事）、東京海上日動火災保険株式会社（非幹事）

前保険期間中に移動制限区域が設定された都道府県内に所在する農場、殺処分が行われた農場の取扱い  
【鳥インフルエンザ経営再建保険制度取扱要領 特則1】

### 【特則1】の対象となる農場とは

前保険契約の保険期間中に、家畜伝染病予防法第32条に基づく移動制限区域が指定され、保険始期日時点（令和6年10月1日）において、移動制限区域が解除されていない地域がある都道府県内に所在する農場をいいます。

### ● 対象となる農場の取扱いについて

対象農場については、保険制度の補償開始日（令和6年10月1日）にかかわらず、保険（補償）の効力が発生する日は以下の通りとなります。

#### ① 既加入農場（前保険契約に加入している農場）

ア. 殺処分命令を受け保険始期日時点において経営再開の許可を受けていない鶏舎を有する農場の場合（発生農場）は、都道府県知事により当該農場の経営再開が許可された日から保険の効力が発生します。

イ. 保険始期日時点において移動制限区域の指定を受けた地域に所在する鶏舎を有する農場の場合（移動制限農場）は、都道府県知事により当該移動制限が解除された日から保険の効力が発生します。

#### ② 新規加入農場（前保険契約に加入していない農場）

令和6年10月1日から新たに加入する農場の場合、都道府県知事により当該都道府県内のすべての移動制限区域の指定が解除された日から、保険の効力が発生します。

### ● 保険料について

保険料は、保険の効力発生日にかかわらず、定められた保険料振込期限までに指定の口座に送金してください。

ただし、保険期間を通じて経営再開許可や移動制限の解除が行われないうちに、保険の効力が発生しなかった農場については、当該農場分の保険料を保険期間終了後に全額返還します。

（返還する保険料には利息は付しません。）

加入  
プラン  
／  
補償概要

P3

鳥インフルエンザ  
経営再建保険制度の  
保険金お支払い事例

P4

保険料と保険金額／  
鳥インフルエンザ補償  
について

P5  
～  
P6

自然災害補償 &  
熱波・寒波補償  
について

P6

保険責任期間について  
／事故が発生したら

P7

保険金請求  
必要書類一覧

P8

加入手続きについて

P9

重要事項

P10

## 加入手続きについて

令和6年7月下旬に協会より、会員の皆様へ令和6年10月以降始期「鳥インフルエンザ経営再建保険」の申込書類が発送されます。申込書類がお手元に届き次第、加入受付開始となりますので加入漏れのないようお手続きください。  
※期中での中途加入はできませんので、お手続き漏れにはご注意ください。

## 送付期限・申込書類送付先

### 送付期限

必着：令和6年9月6日（金）

### 送付先

〒104-0033 東京都中央区新川2-6-16 馬事畜産会館内  
一般社団法人 日本養鶏協会 鳥インフルエンザ経営再建保険窓口 宛

「鳥インフルエンザ経営再建保険制度加入依頼書兼告知書（取扱要領別記：様式1）」、「保険金請求権条件付譲渡契約書兼通知書（取扱要領別記：様式2）」に必要事項ご記入のうえ、協会にご提出ください。

## 保険料振込期限・振込先

### 振込期限

必着：令和6年9月13日（金）口座着金

### 振込先

【銀行名】みずほ銀行 新川支店（普） No.1129897  
【名義人】一般社団法人 日本養鶏協会 経営再建保険口  
【フリガナ】（シャ）ニホンヨウケイキョウカイケイエイスイケンホケングチ

契約申込書類の受付後、日本養鶏協会より、保険料の案内が届きます。届き次第、上記の指定口座にご送金ください。

※振込手数料は加入者様負担となります。

## お問合せ先

### 保険契約者

一般社団法人 日本養鶏協会  
〒104-0033 東京都中央区新川2-6-16（馬事畜産会館内）  
TEL：03-3297-5515／FAX：03-3297-5519

### 取扱代理店

株式会社全農ビジネスサポート 保険部 物流信用課  
〒112-0002 東京都文京区小石川1-1-1 文京ガーデンゲートタワー10階  
TEL：03-5615-9171／FAX：03-3815-8318

### 引受保険会社 （幹事）

共栄火災海上保険株式会社 農林水産部 営業第二課  
〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6  
TEL：03-3504-2374／FAX：03-3504-2936